

体育館使用心得（体育課外活動施設を含む）

- 1 体育館または体育課外活動施設を借用しようとする時は、使用責任者が事前に構築物使用願を提出し学生部長の許可を得ること。
- 2 使用後は直ちにその旨を体育館事務室またはスポーツセンター事務室に報告すること。
- 3 体育用具を借用しようとする時は、体育館事務室に願い出て許可を得ること。この場合、学生証の提示を要す。
- 4 体育館以外の備え付け体育用具を借用しようとする時は事前に体育館事務室の許可を得ること。
- 5 体育の正課授業に使用中の施設及び用具は原則として使用は認めない。
- 6 体育館内の競技場へ土足で入場することを禁ずる。履物を使用する時は、上履用として指定されたものに限ること。
- 7 屋外の体育施設への立入りには所定の履物以外は使用しないこと。
- 8 使用区分及び使用時間を厳守すること。
- 9 常に整理整頓に努め使用後は必ず清掃し原状に復すること。
- 10 使用中の施設及び用具を破損した時は体育館事務室に届け出て指示を受けること。故意または過失により施設または用具を破損した場合は相当の弁償をしなければならない。
- 11 休日及び祝日の借用は原則として認めない。但し予め許可を得た場合を除く。
- 12 使用に当っては使用心得を守るほか管理担当者の指示に従うこと。違反をした場合には使用を停止することがある。
- 13 体育館及び体育課外活動施設の使用願の受付はスポーツセンター事務室とする。